

2021年4月8日 全10頁

# オペレーショナル・リスク算出手法の見直し案

バーゼルⅢの最終合意を受けた内容。2023年3月31日から適用予定

金融調査部 主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 2021年3月31日、金融庁が銀行の自己資本比率に関して、オペレーショナル・リスク（オペリスク）相当額の算出手法の見直し案を公表した。2017年12月の「バーゼルⅢの最終合意」に基づく内容であり、2023年3月31日から適用される予定である。
- 見直し案では、オペリスク相当額は、銀行の事業規模を表す額に一定の乗数をかけた額として算出される。乗数は、一定の基準を満たす場合、銀行の過去のオペリスク損失に応じて変動する値となり、過去の損失が小さければオペリスク相当額も小さくなる。
- また、過去の損失データに関する要件が定められ、銀行は、全てのオペリスク損失事象について損失額や損失を填補する回収額を特定することや、各損失事象について発生日・発覚日・会計処理日を記録することなどが求められる。

## 1. はじめに

2021年3月31日、金融庁は、銀行等の自己資本比率規制に関する告示の改正案（以下、「告示改正案」）を公表した<sup>1</sup>。告示改正案は、2017年12月のバーゼル銀行監督委員会における「バーゼルⅢの最終合意」に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出手法（及びその開示）を見直すものである。

本稿では、告示改正案によるオペレーショナル・リスク相当額の算出手法の見直しについて解説する。「バーゼルⅢの最終合意」の概要及び国内実施の方針については別稿<sup>2</sup>を参照されたい。

<sup>1</sup> [金融庁ウェブサイト](#)参照。

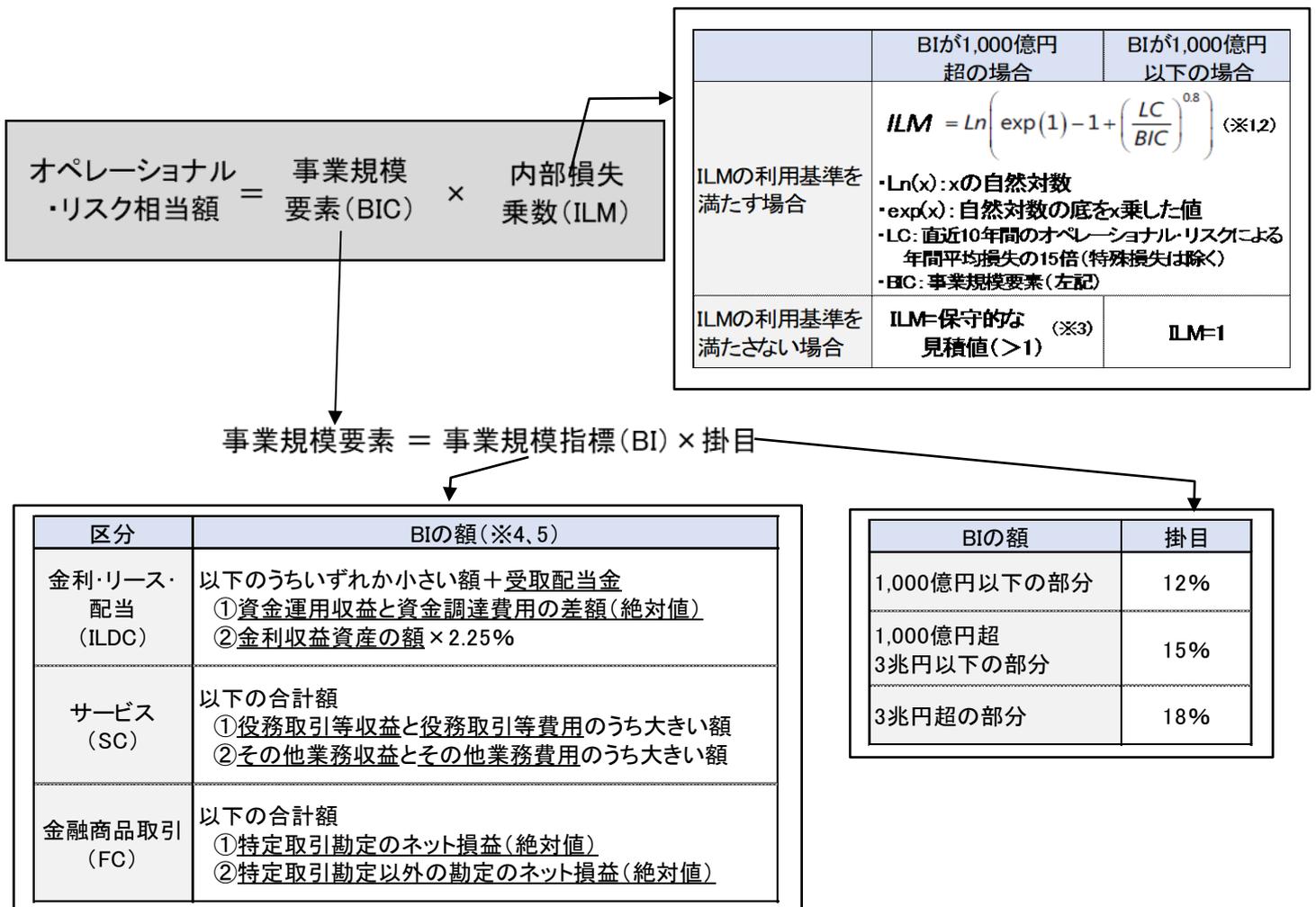
<sup>2</sup> 「バーゼルⅢの最終合意」の概要に関して、拙稿「[『バーゼルⅢ』、ついに最終合意](#)」（2017年12月8日付大和総研レポート）、国内実施の方針に関して、拙稿「[2021年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）](#)」（2021年1月12日付大和総研レポート）参照。

## 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法の見直し案

### (1) 概要

オペレーショナル・リスクは、銀行の業務やシステム等が不適切であるため損失が生じるリスクを指し<sup>3</sup>、オペレーショナル・リスク相当額は、その額を12.5倍した額が自己資本比率の分母に算入される。オペレーショナル・リスク相当額の算出手法として、現行規制では、オペレーショナル・リスク相当額を粗利益の15%とする基礎的手法、8つの業務区分ごとの粗利益に所定の

図表1 新たな標準的計測手法（案）



(※1) BIが1,000億円以下の場合、ILM=1とする扱いも認められる。

(※2) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。

(※3) 本扱いを適用する場合、金融庁長官の承認が必要。承認を受けられなければ、ILMに金融庁長官が指定した値を適用しなければならない。

(※4) 図表中の下線の項目は、直近3年間の平均値を合計した額を用いる。

(※5) BIの算出において、金融庁長官の承認を受けて、処分した連結子法人等又は事業部門を除外することができる。

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

<sup>3</sup> 告示改正案では、「銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失が生じるリスク(法的リスクを含む。ただし、戦略リスク及び風評リスクを除く。)」と定義されている(告示改正案1八十九)。

掛目をかけて算出する粗利益配分手法、内部モデルによって算出する先進的計測手法、の3つの手法が認められている。

告示改正案は、「バーゼルⅢの最終合意」に基づき、新たなオペレーショナル・リスク相当額の算出手法として、2023年3月31日から単一の標準的計測手法を導入することとしている。国際統一基準行と国内基準行で共通の計測手法が適用される。新たな標準的計測手法の全体像は図表1の通りである。

新たな標準的計測手法では、オペレーショナル・リスク相当額は以下の算式で算出される。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{事業規模要素} \times \text{内部損失乗数}$$

算式の事業規模要素（BIC; Business Indicator Component）は、銀行の預金業務等、役務取引等及び金融商品取引の規模を表す額である。算式の内部損失乗数（ILM; Internal Loss Multiplier）は、一定の基準を満たす場合、原則として、過去のオペレーショナル・リスクによる損失の大きさを反映する所定の算式で算出される。この場合、過去の損失が小さければILMが小さくなり、オペレーショナル・リスク相当額も小さくなる。基準を満たさない場合、ILMに保守的な見積値を適用する（ただし、規模が小さい銀行はILMに1を適用する）。

## （2）オペレーショナル・リスク相当額の算出手法

### （ア）事業規模要素の額

事業規模要素は、図表1の通り、以下の計算式で算出される（告示改正案305①②）。

$$\text{事業規模要素} = \text{事業規模指標} \times \text{掛目}$$

事業規模指標（BI; Business Indicator）は、預金業務等の規模を表す「ILDC」（Interest, Leases and Dividend Component）、役務取引等の規模を表す「SC」（Services Component）、金融商品取引の規模を表す「FC」（Financial Component）の合計額<sup>4</sup>である<sup>5</sup>。ILDC、SC、FCのそれぞれの算出方法は図表1の通りである。ただし、管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料等）、加入した保険契約の支払保険料等は、ILDC、SC、FCの算出から除外される（各項目に含まれる用語の定義と除外されるものについて、巻末図表1参照）。

掛目は図表1の通りであり、金額に応じて異なる値が適用される（告示改正案305③）。例えば、事業規模指標が3兆5,000億円だった場合、事業規模要素の額は、1,000億円×12%+（3兆円-1,000億円）×15%+（3兆5,000億円-3兆円）×18%=5,370億円となる。

<sup>4</sup> 事業規模指標の算出において、金融庁長官の承認を受けた場合、処分（売却や清算等）した連結子法人等又は事業部門を除外することができる（告示改正案314）。

<sup>5</sup> 事業規模指標の算出に当たっては、図表1内の事業規模指標の算式を用いず、より保守的な算式（具体的な算式は定められていない）を用いることが認められている（告示改正案305④）。

## (イ) 内部損失乗数 (ILM) の値

### (i) ILM の利用基準を満たす場合

ILM の値は図表 1 の通りである。銀行が、「ILM の利用に係る承認の基準」(以下、「ILM の利用基準」。基準の内容について後述) を満たす場合、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM を次の計算式で算出することができる(告示改正案 306①一、308①)。ただし、事業規模指標が 1,000 億円以下の場合、(次の計算式で算出する方法に加え) ILM=1 とすることも認められる(告示改正案 306①二)。

$$\text{内部損失乗数(ILM)} = \text{Ln} \left( \exp(1) - 1 + \left( \frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right) \quad \dots \text{算式 (A)}$$

- ・ Ln(x) : x の自然対数
  - ・ exp(x) : 自然対数の底を x 乗した値
  - ・ BIC : 事業規模要素 (前述)
  - ・ LC=直近 10 年間のオペレーショナル・リスク相当額(注)の年間平均損失×15－特殊損失(後述)  
(注)直近 10 年間の内部損失データ (※1) のうち、200 万円を超える全てのネット損失 (※2) を用いて算出
- (※1) オペレーショナル・リスク損失に関する情報。  
(※2) オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失。

上記の LC (Loss Component) から控除される特殊損失とは、内部損失データのうち、現在のリスク特性には無関係なオペレーショナル・リスク損失を指し、金融庁長官の承認を受けた場合に ILM の算出から除外することができる(告示改正案 316)。承認を申請する場合、銀行は以下の書類等を金融庁長官に提出する必要がある(告示改正案 317②)。

- ①特殊損失が現在行っている業務と関連していないことを示す書類
- ②特殊損失を発生させた業務に類似した業務を行っておらず、かつ、再発可能性を排除できることを示す書類
- ③特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失額の年平均の 5% を超えることを示す書類
- ④特殊損失が少なくとも 3 年の間、内部損失データベースに計上されていることを示す書類

ただし、ILM の算出において、以下の項目は含まれない(告示改正案 306②)。

- ①有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用
- ②オペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用 (※)
- ③保険料

(※) 機能向上並びにリスク評価の実施及び強化に要した費用を含む。

算式 (A) により、LC/BIC の値が大きくなれば(即ち、事業規模要素と比較して損失実績が大きくなれば) ILM が大きくなり、オペレーショナル・リスク相当額も大きくなる。例えば、LC/BIC=0.75 のとき ILM≒0.92 となり、LC/BIC=1.2 のとき ILM≒1.06 となる(なお、LC/BIC=1 のとき ILM=1 となる)。

## (ii) ILMの利用基準を満たさない場合

銀行が ILM の利用基準を満たさなければ、事業規模指標が 1,000 億円以下の場合、ILM に 1 を適用する（告示改正案 306①三）。

一方、事業規模指標が 1,000 億円超の場合、金融庁長官の承認を受ければ、ILM に保守的な見積値<sup>6</sup>（1 が下限）を適用することができるが（告示改正案 306①四、308②）、金融庁長官の承認を受けられなければ、ILM に金融庁長官が指定した値を適用しなければならない（告示改正案 306①四、308④）。

## (iii) 一部の連結子法人等が基準を満たさない場合の扱い

銀行は、オペレーショナル・リスク相当額を法人単位（当該銀行及びその連結子法人等）で算出する必要がある（告示改正案 303②）。

一部の連結子法人等（又は事業部門）が ILM の利用基準を満たさない場合、当該連結子法人等（又は事業部門）については、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM に保守的な見積値（1 が下限）を適用することができる<sup>7</sup>。それ以外の ILM の利用基準を満たす法人単位については、金融庁長官の承認を受けた上で、ILM を算式（A）で算出することができる（告示改正案 307①）。

## (ウ) ILM の利用基準

銀行が ILM を算式（A）で算出する場合、銀行は、下記の基準を含む所定の基準を満たしているか金融庁長官によって審査される（告示改正案 310 一。基準の詳細について巻末図表 2 参照）。

- 直近「10 年間」（※1、2）の内部損失データの保有
- 内部損失データの収集等の手続の整備
- 損失事象の種類に応じた内部損失データの配分
- 内部損失データの包括的かつ正確な収集
- 各損失事象について発生日・発覚日・会計処理日の特定（※3）
- 損失を填補する回収額（保険金等）の特定
- 回収額を控除する前のグロスの損失、回収額を控除した後のネットの損失の損失事象ごとの計上
- 損失額の回収や原因に関する情報の収集
- 内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するプロセスの整備

（※1）直近 10 年間の内部損失データに該当するかは、その会計処理日を基準に判断する（告示改正案 313⑤）。

（※2）経過措置により、現行規制の下で先進的計測手法を適用している銀行を除き、当分の間（具体的期限は未定）、「5 年間」とすることが認められる（告示改正案 附則 2）。

（※3）会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていることが必要。

<sup>6</sup> 算式（A）と比較して、適切な値であることが必要（告示改正案 310 二）。

<sup>7</sup> 金融庁長官の承認を受けられなければ、ILM に金融庁長官が指定した値を適用しなければならない（告示改正案 307①一、308④）。

### (3) 内部損失データに関する要件

銀行は内部損失データに関して、所定の要件を満たすことが求められる<sup>8</sup>。まず、内部損失データの収集及び保有において、以下の事項について詳細な定義を定めた手続規程を策定することが求められる（告示改正案 313①）。

- ①オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額（回収額）
- ②オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失（グロスの損失）
- ③オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失（ネットの損失）

銀行は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額<sup>9</sup>、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録することが求められる（告示改正案 313②）。グロスの損失について、次に掲げる項目を含める必要がある（告示改正案 313③）。

- ①オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失
- ②オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスクをもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト
- ③オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に備えて計上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額
- ④法的リスクをもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失

さらに、銀行は、オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録することが求められる（告示改正案 313④）。共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失は、複数年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録しなければならない（告示改正案 313⑥）。

### (4) 適用開始日と経過措置

告示改正案の適用開始日は、2023年3月31日とされている（告示改正案 附則1）。

ただし、前述のように、直近「10年間」の内部損失データを保有していることという ILM の利用基準について、経過措置が設けられている。現行規制の下で先進的計測手法を用いている場合を除き、内部損失データの保有が求められる期間は、当分の間（具体的期限は未定）、「5年間」とすることが認められる（告示改正案 附則2）。

<sup>8</sup> 内部損失データは算式 (A) において ILM (の LC) に反映されるが、算式 (A) を用いない銀行も所定の要件を満たすことが求められる。

<sup>9</sup> 保険金による回収額と保険金以外による回収額とを区別して記録し、金融庁長官の求めに応じて提出できるように管理しなければならない。

### 3. 見直しの影響

今回公表されたオペレーショナル・リスク相当額の算出手法の見直し案は、「バーゼルⅢの最終化」に沿っており、想定通りの内容といえる。ただ、算出の際に前提となる各銀行のデータは公表されていないため、見直しにより銀行のオペレーショナル・リスク相当額の大きさにどの程度の影響を与えるか、外部からは不明である<sup>10</sup>。

一方、新たな標準的計測手法の導入により、銀行はオペレーショナル・リスク相当額の算出に関する手続を整備することが求められることになる。特に、現行規制の下で基礎的手法を利用している銀行<sup>11</sup>は、自己資本比率規制上、特段の体制整備は求められていないため影響が大きいと考えられる。

まず、新たな標準的計測手法の下では、銀行は内部損失データに関する要件を満たす必要がある。全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額、グロスの損失およびネットの損失を特定することや、各損失事象について発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録することなどが求められることになる。

さらに、算式 (A) を利用して ILM を算出する銀行は、ILM の承認基準を満たす必要がある。直近「10 年間」(経過措置が適用される場合は「5 年間」) の内部損失データを保有すること、内部損失データを損失事象の種類に応じて配分すること、損失事象の原因に関する情報を収集すること、内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するプロセスを整備することなどが求められることになる。

(以上)

<sup>10</sup> 現行規制の下では、多くの銀行において自己資本比率の分母の 8 割～9 割は信用リスク・アセットが占めており、オペレーショナル・リスク相当額の占める割合は相対的に小さい。

<sup>11</sup> 全国銀行協会によると、同協会が自己資本比率等の計数を公表している 113 の銀行のうち、基礎的手法採用行は 56 行である。

巻末図表 1 事業規模要素の各構成要素の意義

B I C の各構成要素の用語の意義			
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容	一般的な小分類
I L D C	資金運用収益	受取配当金を除く全ての金融資産に係る資金運用収益（リースに係る収益を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出金、有価証券、預け金及びリースに係る受取利息</li> <li>ヘッジ会計適用デリバティブに係る受取利息</li> <li>その他の資金運用収益</li> </ul>
	資金調達費用	全ての金融負債に係る資金調達費用及びその他の資金調達費用（リースに係る受取費用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金、借入金、証券債務及びリースに係る支払利息</li> <li>ヘッジ会計適用デリバティブに係る支払利息</li> <li>その他の資金調達費用</li> </ul>
	金利収益資産（貸借対照表項目）	・各事業年度末時点で測定された貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産	
	受取配当金	・連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。）	
S C	役務取引等収益	助言・サービス提供に係る役務取引等収益（金融サービスの受託者として受け取った利息を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券関連役務（発行、組成、受入、移管及び顧客のための取引執行）に係る収益</li> <li>清算及び決済、資産運用、カストディ、信託取引、支払業務、ストラクチャードファイナンス、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の供与並びに外国為替取引等の役務に係る収益</li> </ul>
	役務取引等費用	助言・サービスの受け入れに係る役務取引等費用（金融サービスの提供を受けたことに対する委託手数料を含む。ただし、非金融サービスに支払った手数料を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算及び決済、カストディ、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の取得並びに外国為替取引等の役務に係る費用</li> </ul>
	その他業務収益	他の B I 構成要素に含まれない銀行業務に係る収益（リースに係る収益を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の取崩額</li> <li>投資不動産に係る賃貸料</li> <li>非継続事業には該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの収益（国際財務報告基準（I F R S）第 5 号第 37 項）</li> </ul>
	その他業務費用	他の B I 構成要素に含まれない銀行業務に係る費用及びオペレーショナル・リスク事象に係る損失（リースに係る費用・損失を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額</li> <li>未引当又は準備金が積み立てられていないオペレーショナル・リスク事象に係る損失（罰金、ペナルティ、和解及び損害を受けた資産の再調達費用等）</li> <li>非継続事業には該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの損失（国際財務報告基準（I F R S）第 5 号第 37 項）</li> </ul>
F C	特定取引勘定のネット損益	・トレーディング資産及び負債（証券業務あるいは特定取引のヘッジ目的として取引する有価証券、デリバティブ及び特定取引として取引するデリバティブ及び金融資産）に係るネット損益	
	特定取引勘定以外のネット損益	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値で測定される金融資産及び負債に係るネット損益</li> <li>公正価値で測定されない金融資産及び負債に係る実現損益（貸出金、国債等有価証券及び償却原価で測定される金融負債）</li> <li>ヘッジ会計・為替差額に係るネット損益</li> </ul>	

(注) 以下の損益項目については、いずれも B I C の構成要素に関連しないものである。

1. 保険業務又は再保険業務に係る損益
2. 加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金
3. 管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料（ロジスティック、I T 及び人事

を含む。)及びその他管理費(水道光熱費、電話代、出張費、事務用品費及び郵送料を含む。))

4. 回収管理費(顧客のための回収(顧客から徴求した税)を含む。)
5. 固定資産に係る費用(オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。)
6. 有形資産及び無形資産の減価償却費(ILD Cに係る費用に該当するリース投資資産に関連するものを除く。)
7. 引当金繰入額及び戻入額(SCに係る収益・費用に該当するオペレーショナル・リスクに関連するものを除く。)
8. 株式の償還に係る費用
9. 減損額及び減損の戻入額
10. 損益として認識したのれんの変動
11. 法人所得税(法人税等調整額及び繰延税金を含む課税所得に基づく税)

なお、上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には簡便的な項目を用いることができる。

(出所)告示改正案 別表第一

## 巻末図表 2 ILMの利用に係る承認の基準

- ①直近10年間(※)の内部損失データを保有していること。
- ②客観的な基準を用いた内部損失データの特定、収集、取扱いがなされるよう、手続とプロセスが文書化され整備されていること。また当該手続やプロセスが内部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出に利用する前に検証され、定期的に監査を受けていること。
- ③内部損失データが、別表第二(下記)に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分され、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。また配分の基準が文書によって規定されていること。
- ④内部損失データが包括的かつ正確に収集されていること。
- ⑤オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額を会計処理した日(会計処理日)が特定されていること。ただし、会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていること。
- ⑥回収額(オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額)及び回収額の会計処理日が特定されていること。
- ⑦グロスの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失)及びネットの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失)が損失事象ごとに計上されていること。
- ⑧オペレーショナル・リスク損失額の回収に関する情報及びオペレーショナル・リスク損失事象の原因に関する情報を収集すること。この場合において、当該情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとする。
- ⑨信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと。
- ⑩マーケット・リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失が含まれていること。
- ⑪内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するためのプロセスが整備されていること。

(※)経過措置により、現行規制の下で先進的計測手法を適用している銀行を除き、当分の間(具体的期限は未定)、「5年間」とすることが認められる(告示改正案 附則2)。

### 別表第二(上記③関連)

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの(差別行為を除く)
外部からの不正	第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による

	損失
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断又はシステム障害による損失
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失

（出所）告示改正案・現行告示を基に大和総研作成